

平成30年度事業計画

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

平成29年度の我が国の経済状況は、緩やかな回復基調が続いており、平成24年12月からの景気拡大期間は、戦後2番目の長さになりました。海外経済の回復が続く中でも外需については輸出の伸びが緩やかにとどまり、景気回復力は力強さがかけております。

平成29年の春闘は、政府からの経済界への働きかけもあり、4年連続のベースアップが実現しましたが、最も小さい上げ幅でありました。また、多くの産業では雇用状況の改善が見られ就業者数は増加し、人手不足感は一層高まる状況となり、一部の業種においては人手不足の深刻化による事業活動への影響が懸念されております。

為替に関しては、一時の円安から円高傾向となり、さらに原油価格については産油国による協調減産により現在はやや上昇しています。

国内の物価上昇は、原油価格の底打ちによるエネルギー価格の上昇や、輸入物価の上昇などによりプラスで推移はしているものの、上昇テンポは鈍化し当初のインフレ目標を下回る状態が続いております。中小企業、地方などには景気回復の恩恵が及んでおらず、賃金上昇や消費改善の景気の好循環が広く及ぶよう、一層の力強い経済対策の実行が期待されます。

世界経済を見ると、EUでは混乱が予想されたフランス大統領選挙が波乱無く終了したことや、イタリアの金融不安が後退したことで不透明感がやや薄れました。また、我が国を取巻く世界情勢において、北朝鮮情勢の緊迫化などの地政学的リスクや、米国の政治動向、中国の景気失速懸念などの不透明な要因が多くあり、景気下振れ要因リスクとなっております。

自動車については、高齢運転者による交通事故増加対策の一環として、国が衝突被害軽減ブレーキなどの安全運転を支援するシステムを装備した車両の愛称を、「サポカー、サポカーS」として普及を進めております。今後は高齢社会を迎えるに際し、交通事故防止に繋がる電子制御装置を搭載した車両が増加することが予想されます。その一方、総保有台数については、我が国の人口減少により現在の微増の状況からいずれ減少に転じる機会が訪れるものと予想されます。

このような整備業界を取巻く状況にあって、自動車の整備技術の高度化に向けた対応や、我が国が抱える構造問題により一層の厳しさが増している少子化の影響で、若年労働者の採用難への対応も同時に求められ、整備業界を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあります。

平成30年度事業においては、喫緊の問題となっている整備士の人材不足への対応、急激に進む新技術への対応、平成29年4月から始まった継続検査OSSの順調な運営、健全な経営の徹底を重点事項として取組み、将来に向けて業界の持続的な繁栄を目指し、業界全体の活性化と経営基盤の確立を推進するため、以下の諸事業を実施いたします。

業界振興・活性化対策としては、「自動車整備業のビジョンII」に示された整備事業者の取り組みを引き続き推進することとし、自社の経営状況を簡易に自己診断できる「簡易経営自己診断システム」を活用した健全な経営の実践を推進するとともに、人材確保、新技術、生産性等の経営基盤強化に積極的に取り組んでいる事業場の調査を行い、業界内への展開を図ります。また、昨年度に調査した自動車ユーザーが自動車整備事業場に対して抱いているイメージアンケート結果より、今後の業界活性化やイメージアップ施策を引き続き検討いたします。また、整備事業の実態を把握するため、「自動車分解整備業の実態調査」及び、自動車整備業の経営状況や給与実態調査を実施し、結果を公表いたします。

整備士確保対策については、職場体験の実施推進等による自動車整備の仕事のPR、二種養成施設のPR活動、待遇・労働条件改善に対する先進的な取組事例の調査、情報共有等による整備のイメージ向上対策に加え、整備士養成に関する調査・研究を実施し、自動車整備に携わる人材の確保・育成対策を進めてまいります。

業界健全化対策としては、整備料金の適正化を推進するため、新たな整備料金項目について研究いたします。指定整備事業者の法令遵守の徹底を図るため、「完成検査マニュアル」及び「指定整備事業適正運営のためのマニュアル」の活用を推進するとともに指定整備工場への適正指導を推進するため巡回指導マニュアルの作成についても検討してまいります。

不正改造防止対策については、改めて「不正改造車排除マニュアル」を作成し、不正改造車の排除の徹底を図ります。

また、平成23年度に国土交通省から指定された「車積載車による有償運送許可に係る研修」と許可申請の取りまとめを行なうとともに有償運送許可制度への適切な対応を推進してまいります。

さらに、継続検査OSS申請に対応するため、登録情報処理機関としての電子保安基準適合証システムを運用するとともに、自動車情報利活用推進協会が運用する申請共同利用システムへの対応と代理申請業務を実施し、継続検査OSSの普及促進を図ってまいります。

法制・税制対策としては、平成24年度に国土交通省に提出した点検整備の確実な実施対策等に関する要望書の実現に向け、継続して活動してまいります。

また、法令・制度の改正や税制改正に係る動きを調査し、自動車関係諸税の負担軽減に向けた要望活動等を積極的に展開してまいります。

さらに、複雑化している自動車重量税を整備事業者が確認するために作成した自動車重量税照会システムを継続して運営いたします。

行政協力・交通安全対策としては、検査・整備・登録等国土交通行政の円滑な執行に協力するほか、街頭検査、点検整備推進運動、交通安全運動等の諸施策の推進に協力してまいります。

ICT化促進対策としては、新FAINESの円滑な運用を維持するとともに、新FAINESの有用性を理解いただきながら会員の加入増加に努めます。

加えて、引き続き放置違反金滞納車情報照会システムの円滑な運用に努め、国の放置違反車対策に協力するなど、整備事業場におけるICT化の活用促進を図ってまいります。

環境保全・省資源対策としては、引き続きCO₂排出削減の取り組みを推進してまいります。さらに、国土交通省のエコ整備推進施策と連携して、自動車ユーザーに対し点検整備の環境への有用性を訴える広報活動を進めるとともに、リサイクル・リユース部品の利用促進については、資源の有効利用とともに費用の低減にも繋がるものであり、関係団体とも協力して利用促進パンフレットを活用し、整備事業者、ユーザーの理解を得るための活動を進めてまいります。

自動車ユーザー対策としては、自動車ユーザーに定期的な点検・整備の必要性を正しく認識してもらえよう、国土交通省が実施主体となる「自動車点検整備推進運動」に参画して同運動に積極的に協力するとともに、「自動車点検教室」を柱とした「マイカー点検キャンペーン」を展開いたします。また、ラジオCM放送、函整振ホームページ及びポスター、チラシ等を活用し、点検整備の重要性を広く啓発してまいります。

定期点検整備促進対策並びに前検査車両の対策として、前検査後の後整備を実施しないユーザーに対する不具合状況等の注意喚起資料を作成し、引き続き啓発活動を展開してまいります。

併せて、自動車ユーザーからの整備相談については、相談者の理解を得られる分かり易い対応が行えるよう、相談員の相談対応力の向上を進め、自動車整備相談所の適切な運用を図ってまいります。

整備技術の向上対策としては、自動車整備士などの資格取得養成と整備主任者技術研修や新技術に対応した教育の充実に努めてまいります。加えて、自動車の電子制御装置など新技術への対応力の向上のために、引き続き「スキャンツール基本・応用研修」の実施やユーザーが新技術対応工場である旨を識別できるようスキャンツール活用事業場の認定制度を普及促進するとともに、高度な診断技術力を習得のための「スキャンツールスキルアップ研修」等を展開してまいります。

広報活動として、自動車ユーザーや整備事業者に向けたタイムリーな情報提供ができるよう、「函整振ホームページ」や会報「函整振」の一層の充実に努めてまいります。

組織運営対策としては、本部、支部連携のもとに円滑な組織活動を推進いたします。また、公益目的支出計画の確実な実施を図り、定められた定期提出書類を作成し行政庁に提出する等一般社団法人としての適正な法人運営に努めてまいります。

以上が本年度の事業の要点であります。諸事業を効果的に推進するため、会員皆様の深いご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以下、各事業項目の細目は別項のとおりであります。

事業項目

(注) ____は、新規事業です。

1. 業界振興・活性化対策

一般社会と自動車使用者に対し、自動車の安全確保、環境保全に貢献している整備業界の社会的有用性や、プロによる点検・整備の必要性などを情報発信し、業界の社会的地位の向上を図ることにより、業界振興・活性化に努めます。また、引き続き「自動車整備業のビジョンⅡ」に沿った取り組みを進めます。

(1) 「自動車整備業のビジョンⅡ」の普及促進

- ① 簡易経営自己診断システム活用の普及推進
- ② 実践マニュアル・好事例集の活用による新ビジョンの推進

(2) 点検整備入庫率向上のための取り組みの推進

- ① 「定期点検整備入庫率向上」のためのパンフレットの活用推進
- ② ユーザー向け提案・説明用資料の普及促進
- ③ お客様説明用コンピュータ・システム診断シート及びHV・EV専用記録簿の普及促進
- ④ 自動車整備工場のイメージアンケート結果に基づく取組検討
- ⑤ 点検整備実施状況の現状把握等の検討

(3) 整備業界の実態に関する調査・解析

- ① 図で見る自動車整備白書の配付
- ② 自動車分解整備業実態調査の実施(抽出調査)
- ③ 整備需要等の動向調査の実施

(4) 整備士確保対策の推進

- ① 自動車整備PR、イメージ向上の推進(ポスター等の作成)
- ② 高等学校への二種養成施設のPR活動
- ③ 職場体験実施要領に基づき職場体験の実施を推進
- ④ 待遇・労働条件改善に対する先進的な取組事例調査
- ⑤ 会員事業場からの従業員募集広告掲載など函整振ホームページの活用推進
- ⑥ 整備士養成に関する調査・研究

2. 業界健全化対策

整備業界に対する社会的信頼を高めるため、法令遵守の徹底を図り、事業経営の秩序と業界の健全化に努めます。

(1) 整備事業適正化と整備料金適正化の徹底

- ① 「故障診断適正運営ガイドブック」及び「作業点数表」を活用した診断料金の適正化の推進
- ② 新たな整備料金の項目の研究

(2) 指定整備事業者の法令遵守の徹底

- ① 「指定整備事業適正運営マニュアル」(改訂版)の活用・推進
- ② 法令遵守推進のための参考資料の作成
- ③ 指定工場への巡回相談等の実施

- ④ 巡回指導マニュアル(処分事例)の作成のための検討
- (3) 自動車の不正改造防止対策の推進
(「不正改造車排除マニュアル」の作成)
- (4) 従業員の特殊健康診断の実施など雇用・労務対策の推進
- (5) 消費者保護への適正な対応の推進
(「消費者保護推進パンフレット」(改訂版)の活用・推進)
- (6) 車積載車による有償運送許可制度への適切な対応推進
(有償運送許可を受けるための研修会の開催と許可申請書の取りまとめ)
- (7) 継続検査のワンストップサービスへの対応
 - ① 登録情報処理機関(保適証サービス)の運用
 - ② 申請共同利用システムへの対応と継続検査OSSによる代理申請業務の実施
 - ③ システム等利用に係る情報収集及び改善事項の検討
- (8) 整備作業中の事故防止等労働安全衛生対策の推進
(整備作業中の事故情報、改善対策等を収集し周知)
- (9) 自動車整備業における回送運行許可制度への対応
(回送運行制度の適正運営の推進)
- (10) 各種研修等セミナーの開催

3. 法制・税制対策

整備業界に係る法制・税制等の改正動向を調査し、業界の実態を踏まえた適正な運用、改善が図られるよう要望活動を行います。

- (1) 道路運送車両法関係法令に関する要望
 - ① 定期点検整備の確実な実施に関する要望の実現に向けた活動
 - ② 検査登録制度の改正動向に対する要望・対応
- (2) 税制関係法令に関する要望
(自動車税制改正についての調査・要望)
- (3) 税制関係法令に関する情報提供
(自動車重量税照会システムの運用)
- (4) その他関係法令に関する対応の研究・要望

4. 行政協力・交通安全対策

自動車関係行政の円滑な実施に協力するとともに、交通安全対策の推進等の諸施策の推進に協力いたします。

- (1) 自動車検査登録行政業務等に対する協力
(車検の予約受付及び持込車検の円滑化に対する協力)
- (2) 整備事業関係行政業務に対する協力
 - ① 整備主任者研修、自動車検査員研修、事業場管理責任者講習
 - ② 行政の諸届出に関する業務
- (3) 街頭検査及び交通安全運動に対する協力

5. ICT 化促進対策

進歩著しい高度情報化社会に対応するため、整備事業場の ICT (情報通信技術) 活用を促進し、業界の活性化に努めます。

(1) FAINES の運用

① システムへの円滑な運用

(2) FAINES の情報内容充実と利用促進

① 新規入会キャンペーンの実施

② 整備マニュアル、長期使用車両の故障整備事例の充実

③ 車両比較診断システム情報の充実

(3) 放置違反金滞納車情報照会システムの円滑な運用

6. 環境保全・省資源対策

環境保全・循環型社会の形成に向けて、地球温暖化防止対策、省資源対策等を推進いたします。

(1) 整備事業場における環境対策の推進

① CO₂ 削減のための整備事業場のエネルギー消費実態調査の実施

② 「CO₂ 削減のための実践マニュアル」の利用促進

③ 整備事業者による CO₂ 削減量算定システム(環境家計簿)の利用促進

④ 国土交通省のまとめによるエコ整備推進への協力、グリーン顕彰の活用

(2) 一般整備、事故修理に伴う産業廃棄物処理の適正化の推進

(3) リサイクル部品の普及促進

① リサイクル部品利用促進パンフレット改訂版の活用推進

(4) 自動車環境対策等の推進

(5) その他環境法令への対応

(改正フロン法への対応)

7. 自動車使用者対策

自動車使用者に自動車の定期的な点検・整備の必要性和保守管理責任の意識を持っていただくよう、正しい自動車知識の普及、整備事業に対する理解と信頼を得るための事業を推進いたします。

(1) 自動車点検整備促進運動の推進

(2) 自動車点検教室の充実

(3) 点検・整備意識高揚のための啓発活動の充実強化

① 長期使用車両の「業界推奨点検」の推進

② 長期使用車両ユーザー向け広報活動の実施

③ 定期点検整備啓発イベントの実施

④ 懸賞付き定期点検キャンペーンの実施

⑤ 函整振ホームページによる情報提供

⑥ 北整連の定期点検普及促進のラジオスポット広告への協力

(4) ユーザー車検等の後整備の確実な実施促進

- ① ユーザー向け啓発用資料の作成(前検査後の後整備を実施しないユーザーに対する不具合状況等の注意喚起資料等)
- (5) 自動車整備保証の実施促進
- (6) 自動車整備及び整備事業に関する相談体制の充実
- (7) 自動車整備相談所の運用体制の充実

8. 整備技術の向上対策

自動車整備士養成の質的向上に努めるとともに、自動車の技術革新に対応した整備技術の向上を図るために技術研修の充実と技術情報の提供に努めます。

- (1) 自動車整備士養成講習の充実
- (2) 自動車整備技術者認定資格制度(コンサルタント)の普及促進
- (3) 整備主任者技術研修の充実
- (4) 点検・整備作業方法の合理化の促進
- (5) 「技術情報」等整備技術資料の収集・提供
- (6) 自動車整備技術相談窓口の運用体制の充実
- (7) 自動車の新装置等に関する講習会の実施
- (8) 自動車整備技能登録試験学科試験の実施
- (9) 認定職業訓練助成事業の活用
- (10) 自動車の電子装置整備に係る新技術への対応
 - ① スキャンツール基本・応用・スキルアップ研修会の実施
 - ② スキャンツール活用事業場の認定店の普及促進
 - ③ 故障診断技術向上研修の実施

9. 広報対策

業界内の意思疎通を図るとともに、整備業界についての理解と認識を高めるための広報活動を行ってまいります。

- (1) 会報「函整振」等の編集、発行
- (2) 函整振ホームページの充実
- (3) 日整連ニュース、技術情報の配付

10. 共済福祉事業対策

整備事業者及び整備関係者を対象とした共済福祉事業を推進し、事業経営基盤の強化を図ります。

- (1) 自動車整備業賠償共済保険の普及促進
- (2) オアシス生命共済及びニ医療保障制度の普及促進

11. 組織運営対策

定款に定める諸会議の円滑な運営を主体とし、本部、支部連携のもとに円滑な組織活動を図ります。

- (1) 総会、理事会、三役会の開催
- (2) 委員会、支部長会の開催

- (3) 各支部との連携強化
- (4) 事務局職員研修会等への参加
- (5) 自動車関係団体との連携
- (6) 事業者、事業場、従業員などの表彰又はこれに対する推薦
- (7) 事務局機能の向上と合理化の推進
(日整連との受発注システムの更新)
- (8) 新制度に基づく法人の適正運営
(公益目的支出計画の確実な推進)

12. その他

- (1) 会員相互の親交に関する事項
- (2) 会の目的達成に関する事項